

令和6年度 技能労務職給料表の作成について

技能労務職給料表の本年の公民較差に基づく給与改定に関しては、この間の経過を踏まえ、行政職給料表の改定との均衡を考慮した改定を行うこととし、改定手法についても行政職給料表と同様とする。

[1級]

- ・行政職給料表1級及び2級との均衡を考慮し、初任給の基幹7号給までを21,400円の引上げ、次の基幹8号給から26号給まで改定率を0.47%ずつ通減させ、モデル昇給で40歳時点に適用される基幹27号給以上は定率である3.37%の引上げとした。

[2級]

- ・行政職給料表3級との均衡及び昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、1級の基幹22号給に対応するため13,400円の引上げとし、次の基幹2号給から5号給まで改定率を0.43%ずつ通減させ、基幹6号給以上は、1級のモデル昇給で40歳時点に適用される基幹27号給以上に対応するため、定率である3.37%の引上げとした。

[3級]

- ・行政職給料表4級との均衡を考慮し、基幹1号給以上は、2級のモデル昇給で40歳時点に適用される基幹6号給以上に対応するため、定率である3.37%の引上げとした。

次に、給料月額総額に対して、行政職給料表4級以下の平均改定率を乗じて得た額を、最終的な改定原資とした。

技能労務職最終改定原資

$$\begin{array}{rcccl} 994,931,600 & \times & 3.59\% & = & \mathbf{35,718,044} \\ \text{給料月額総額} & & \text{行政職給料表} & & \\ & & \text{4級以下平均改定率} & & \end{array}$$

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行い、立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○同一級内の昇給間差額（昇給カーブを現行から変更しないこと）

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行った。

1級は基幹8号給から20号給までにマイナス500円からマイナス6,400円まで、26号給にマイナス300円、28号給から29号給、32号給及び34号給にマイナス100円、38号給から41号給及び43号給から45号給までにマイナス100円からマイナス400円までの調整を行った。

2級は基幹1号給から10号給までにマイナス100円からマイナス4,200円まで、14号給から19号給まで及び24号給にマイナス100円の調整を行った。

3級は基幹1号給及び20号給にマイナス100円の調整を行った。

○昇格対応の維持調整（現行の昇格対応を変更しないこと）

1級は基幹21号給から25号給までにマイナス1,700円からマイナス4,900円まで、42号給にマイナス300円の調整を行った。

3級は基幹8号給に、マイナス100円の調整を行った。

残った原資については、給料表構造を維持しつつ配分を行った。

- ① 立上調整（マイナス）を行った基幹号給に対して給料表構造を維持しつつ原資の範囲内で復元。
 1級は基幹8号給から46号給までに、プラス100円からプラス1,000円までを配分。
 2級は基幹1号給から24号給までに、プラス100円からプラス800円までを配分。
 3級は基幹1号給から2号給、8号給及び19号給から20号給までに、プラス100円を配分。
- ② 1級の基幹号給で最低改定額が9,600円になるよう1級基幹27号給から47号給までにプラス100円を配分。
- ③ 2級の基幹号給で最低改定額が9,800円になるよう2級基幹1号給から10号給までにプラス100円を配分し、間差を維持するために基幹11号から25号給までにプラス100円を配分。

最終改定原資の範囲内となるよう調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：%)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1級	1,507	21,400	14.94	9,600	3.41	10,308	3.84
2級	1,381	9,800	4.03	11,600	3.36	10,624	3.44
3級	460	9,700	3.38	12,400	3.38	11,980	3.37
平均	3,348					10,668	3.59

なお、再任用職員については、行政職給料表との均衡を考慮して平均改定率での改定を実施した。